

《政策要望》

【 地方行財政関係 】

1 地方財政について

「強い社会保障」の実現など国民の生活を守り、経済の活性化を図っていくためには、これを支える地方の財政基盤の強化が不可欠である。よって、次の事項を要望する。

- (1) 国が経済対策等により創設した交付金や交付金を原資とする基金事業については、実施主体となった地方の意見も踏まえて、下記のとおり見直すこと。
 - ①子宮頸がん等ワクチン接種、妊婦健診の無料化や介護職員の処遇改善など、基金事業として実施しているものの中には、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものがある。これらの事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう、明確な財源措置を講じること。
 - ②基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長するとともに、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うこと
- (2) 地方負担が生じる国の施策の制度化に当たっては、法制化された「国と地方の協議の場」等において地方と十分協議を行い、確実に財源措置を講じた上で実施すること。
- (3) 地方債について、長期低利の良質な資金を安定的に確保すること。
- (4) 直轄事業負担金制度について、平成25年度までの早い時期での負担金制度の廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成するとともに、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度廃止に向けた取組を確実に進めること。

2 地方公務員の労使関係制度について

地方公務員の労使関係制度の検討に当たっては、次の事項に留意するとともに、個々具体の課題・論点について「たたき台」を示した上で、「国と地方の協議の場」等において、当事者である地方側と十分な協議を行うよう要望する。

- (1) 現行の労使関係制度の問題点や、それを踏まえた新たな制度の必要性など、制度改革の理念を明らかにするとともに、新たな労使関係制度を設けた場合の社会的便益と費用を明確かつ具体的に示すこと

- (2) 国家公務員の制度を引き写すのではなく、二元代表制、地方公共団体の規模や任命権者の多様性など、地方自治制度の特性を踏まえた検討を行うこと。
- (3) とりわけ、議会の関与や給与の参考指標、地方における人事行政関係機関などの在り方に関わる事項等については、国と地方の違いに最大限配慮し、次の方向で検討すること。
 - ① 団体協約の締結に伴い、地方公共団体の長が議会へ提出した勤務条件を定める条例案が否決された場合の措置を明らかにすること。
 - ② 民間の給与等の実態を調査・把握する主体を中立的な第三者とすることで、調査の客観性を確保すること。また、小規模な地方公共団体にも配慮した上で、調査方法等の具体的な内容を示すこと。
 - ③ 人事行政関係機関の在り方については、採用試験・選考の実施や不利益処分に対する不服申立ての審査など公平・公正な人事行政機能の確保や、都道府県労働委員会の組織体制などにも十分配慮した上で、地方公共団体の自主組織権を尊重したものとすること。
- (4) 住民への説明責任を果たすためにも、勤務条件を決定する手続の透明性を確保すること。

3 社会保障・税に関わる番号制度について

- (1) 番号制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されており、国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として導入するためには、まずは、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、その結果に基づいた個人情報保護方策を示し、確立すること。
- (2) 行政運営の効率化など、行政サイドからの必要性だけでなく、利便性の向上や社会保障・税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットを、番号制度導入後の社会保障・税制度の全体像とともに分かりやすく示し、国民的な議論を喚起すること。
- (3) 社会保障・税番号大綱では、番号を利用できる分野を、年金等、医療、介護保険、福祉、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野としているが、これらの分野は、住民に身近な地方公共団体が直接担い、あるいは、地方公共団体の事務と密接に関連するものであり、番号制度の制度設計に当たっては、実務を担う地方の意見を十分に反映すること。

そのため、国と地方公共団体等が相互に調整し、議論・検討する場を早急に設置し、実効ある協議を進めること。
- (4) 番号制度の導入及び運営に係る経費は国が負担することを基本とし、住民基本台帳ネットワークシステムや公的個人認証サービスなど、既存

のインフラをできる限り生かした効率的な整備を図ることで、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

また、番号制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じること。

- (5) 番号制度の全体像を明らかにするためにも、地方が社会保障や税の分野で多くの実務を担い、情報を保有している実態を踏まえた上で、情報連携基盤等の運営機関など、番号制度を担う機関の制度設計を早急に示すこと。

また、番号を生成する機関及び公的個人認証サービスの認証局の事務を担う機関として地方共同法人を設立する場合には、地方側の了解を前提とし、運営方法や設立に係る費用負担、運営収支などについて基本的な枠組みを示した上で、地方側と十分に協議を行うこと。その際には、現在の公的個人認証サービスの運営において、制度創設時の過大な利用見込みにより、毎年度、地方に多額の経費負担が生じている現状を踏まえること。

4 新たな地方公会計制度における会計基準の整備について

今後の地方自治体の経営改善への取組を推進するためには、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計制度の導入を積極的に進める必要がある。

その際には、行政の特質を考慮した上で、分かりやすく、自治体間や民間の類似事業との比較も容易な財務諸表が作成できる全国標準的な会計基準を早期に整備すること。

今後の全国標準的な会計基準の検討に当たっては、地方財政の実務の実態を十分踏まえるとともに、地方自治体を幅広く参画させるなどその意見を最大限反映させること。

また、地方自治法における決算審議をより一層充実させるため、独自の財務諸表を活用できるよう、地方自治法など関係法令により定められている決算調書の様式緩和をはじめとする環境整備をはかること。

5 道州制に関する基本的考え方について

「道州制」を検討する場合は、真の分権型社会を実現するため、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要があることを踏まえ、以下の基本原

則を前提とすること。

- (1) 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない。
- (2) 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする
- (3) 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない
- (4) 役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない
- (5) 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない
- (6) 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任の下で政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない
- (7) 道州の区域については、国と地方双方の在り方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない

また、検討を進めるに当たっては、国民的な幅広い議論が行われるように努めるとともに、国と地方自治体が一体となった検討機関を設けること。

なお、道州制議論にかかわらず、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源の移譲、法令による義務付けの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を更に一体的に進めること。

【農林・商工関係】

1 農業の振興について

「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた担い手の育成・確保及び農村の振興を図ること。

また、その推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮すること。

特に、以下の事項に関しては、地方と十分協議の上、より効果的な施策を講じるよう要望する。

- (1) 農業者戸別所得補償制度については、現在実施している対策の検証を十分行うとともに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の経営安定への支援策を講じるなど、持続的な担い手づくりに資する制度とすること。

また、農業経営の安定に資するため、品目の拡大等に当たっては、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じること。

さらに、非主食用米等の生産をより一層誘導する仕組みとすること。

- (2) 農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応する以下の制度や取組の改善・支援を実施すること。

- ・ 農薬の飛散防止技術及び残留分析技術の調査研究や普及
- ・ 食育及び地産地消運動
- ・ 有機農業等環境保全型農業の技術開発
- ・ 輸入食品の検疫体制
- ・ 加工食品の原料原産地表示

- (3) 農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた品種・技術の開発及び普及の取組を拡充・強化すること。

- (4) 食料供給力の強化に向け、水田の有効活用を図るための農地の排水対策等農業生産基盤の整備を促進するとともに、農地と農業用水の保全・管理や防災機能の向上等多面的機能の維持・増進に向けた施策を推進すること。

- (5) 口蹄疫を始め高病原性鳥インフルエンザやBSE等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止や農家への経営支援、風評被害防止等の対策を引き続き強化するとともに、口蹄疫の新たな発生に備え、迅速な原因究

明のため、感染経路の解明に努めること。

また、発生地における迅速な防疫確保のために埋却した家畜等を最終的に掘り返し、焼却又は埋却する必要がある場合、当該処分に対する支援を行うこと。

- (6) 野生鳥獣による農業被害が全国的に拡大し、被害総額が200億円を超える実態を踏まえ、個体数調整、生息環境管理、都府県境を越えた野生鳥獣の捕獲及び情報共有に係る広域連携、捕獲の担い手確保等のソフト対策並びに侵入防止柵の整備等に関するハード対策といった、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。
- (7) 日本農業の持続的発展が将来にわたり可能となるよう、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンドにおける農業交渉及びEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等の交渉において適切に対応すること。
また、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉参加の可否については、総合的な検討を行うとともに、国民合意を得た上で判断すること。
- (8) 福島第一原子力発電所事故の発生による農産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。
 - ・放射性物質により汚染された土壌等の除染を迅速に行うこと。
 - ・日本産食品の安全性について、諸外国への情報発信を継続的に行い、風評被害の防止に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。
 - ・日本産食品に対する輸入規制に対し、適切に対応すること。特に、現在、都道府県が行っている輸出証明書の発行について、都道府県の負担とならないよう配慮すること。
- (9) 未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないよう厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

2 林業の振興について

- (1) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮と、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による低炭素社会への貢献を図るとともに、担い手の育成・確保を推進すること。
- (2) 「森林・林業再生プラン」の推進に当たっては、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、「森林整備加速化・林業再生事業」に係る基金の積み増しと事業期間の延長や、「森林管理・環境保全直接支払制度」の弾力的な運用など、効果的な施策を実施する

こと。

- (3) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策等、実効性のある支援措置を早急かつ長期的に講じること。

3 水産業の振興について

- (1) 次期「水産基本計画」の策定に当たっては、水産業の現状と課題を踏まえ、水産業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 「資源管理・漁業所得補償対策」においては、地域の意見や実情を反映させ、効果的・継続的な対策となるよう努めること。また、漁業経営セーフティネット構築事業の見直しを行い、水産業体質強化総合対策事業については、地方のニーズを十分に把握して、事業の充実・継続を図ること。
- (3) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、漁業協定、特に日韓暫定水域、日中暫定措置水域における適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図るなど、水産物の安定供給の確保策を強化すること。
また、排他的経済水域（EEZ）における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、監視・取締りを充実・強化すること。

4 円高の是正とデフレ経済からの脱却について

急速に進む円高は、国内産業の空洞化と国内雇用の喪失につながりかねない重大な事態であり、未曾有の大災害で我が国が直面するかつてない難局から早期の復興を果たすためにも、金融緩和政策の強化などにより円高を是正し、輸出関連産業の国際競争力を高めるとともに、デフレ経済からの脱却に向け、復興財源は復興債を発行し、日銀がその役割を十分果たす中で資金調達を行うことで政府支出を拡大するなど、一刻も早く、断固たるマクロ金融・経済政策を講じること。

5 中小企業の振興について

- (1) 依然として厳しい状況にある中小企業の金融情勢を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業が利用しやすいよう充実すること。
また、信用保証協会によるセーフティネット5号保証制度の全業種指定の継続、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の期間延長、セーフティネット5号保証制度に関わる填補率のかさ上げなどにより、金融

のセーフティネット(信用補完制度等)に万全を期し、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

- (2) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう支援措置を講じるとともに、今後、政策金融の全般的な見直しの一環として、「中小企業信用保険事業」の在り方を検討する場合には、地方自治体の意見を十分反映すること。
- (3) 地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実すること。
また、新規創業事業への支援については、ファンド組成における出資要件の弾力化など地方の主体的な制度設計を可能にしながら強化すること。
- (4) 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により直接・間接的に被害を受けている中小企業の支援については、引き続き中小企業の実態とニーズを踏まえ、各種施策を拡充すること。

6 雇用対策の推進について

雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、今後、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により被災地はもとより全国的な景気悪化も懸念されており、雇用情勢の見通しは引き続き予断を許さない状況にあることから、以下の事項に関して、より効果的な施策を講じるよう要望する。

- (1) 震災等による雇用情勢への影響や被災者の就労支援を踏まえ、雇用創出基金事業の継続と拡充を図り、併せて地方の創意工夫が生きる新たな具体的支援施策を検討すること。
- (2) 震災等に伴う雇用調整助成金の特例の要件緩和など、雇用維持対策を充実すること。
- (3) 新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。
- (4) 離職者に対する職業訓練など、再就職支援を充実すること。
- (5) 非正規労働者の正規雇用化や処遇改善策を充実すること。
- (6) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援やニート等の若者への職業的自立支援など、若年者雇用対策を充実すること。
- (7) 意欲のある高年齢者等が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- (8) 障害者の就労促進策の充実・強化と雇用維持支援策の充実を図ること。

【建設・運輸関係】

1 国土保全対策の推進について

豪雨や地震などによる災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、国民の生命・財産を守るためには、災害の未然防止や被害の抑止対策が重要な課題である。このため、未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめとする近年の災害の動向に対応できる、道路・治水・治山・海岸保全事業等の国土保全対策を重点的、計画的に講じること。

2 鉄道整備等の推進について

- (1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、地方にとって受益に見合った負担となるよう現行の整備スキームを見直した上で整備計画どおり早期完成を図り、高速鉄道網の整備を促進するとともに、並行在来線の維持・存続のため貨物調整金の拡充の速やかな実現を図るとともに、運行形態の在り方の検討や JR 貸付料の活用など新たな仕組みを含め所要の対策を講じること。
- (2) 災害時のバイパス機能確保の観点も含めて、リニア中央新幹線の早期全線整備、フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の早期実用化、新幹線、主要幹線と都市間、地方都市間の輸送の高速化及び相互連携を図ること。
- (3) 都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。
- (4) 生活バス路線、地方の鉄道路線の維持・確保や離島航路・空路の維持・拡充など、地域の実情を踏まえた適切な支援を講じること。

3 観光振興対策の推進について

- (1) 観光立国確立に向け、地方空港・港湾における訪日観光客の入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査を始めとした手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を促進すること。
- (2) 東日本大震災の影響を受けて減少した訪日観光客の回復を図るため、正確かつ迅速な情報の発信をはじめ、積極的に対策を実施すること。
- (3) 休暇取得の分散化については、金融・物流・製造等の産業や地域の祭事の実施等に問題が生じないように慎重に十分な検討を進めること。

4 高速道路の整備促進等について

- (1) 高規格幹線道路の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンクがあるが、災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路が国全体のネットワークとして機能するよう、国が責任をもって着実に整備促進を図ること。
- (2) 高速道路の無料化については、無料化社会実験の結果から、その効果と影響を十分検証し、総合的な交通体系の在り方を明確にした上で、今後の高速道路の整備や他の公共交通機関との関係、交通渋滞に伴う高速道路の機能低下や環境に及ぼす影響及び東日本大震災への対応など総合的に検討したうえで取り組むこと。
- (3) 高速道路等の料金施策にあたっては、既存高速道路ネットワークの有効活用を図るため、地方の意見を踏まえ、地域間格差のない利用しやすい料金とするなど利用者の視点に立った料金体系の実現に向け、本四架橋を含め、バランスのとれた効果的な措置を講じること。新たな料金設定にあたっては、特定の地方に負担を求めることがないように配慮すること。
- (4) 国の高速道路等の料金政策により影響を受ける鉄道、フェリー、高速バス等の公共交通機関に対して、十分な対策を講じること。

5 航空路線の維持・充実について

航空路線が日本各地の産業や経済及び住民の生活、さらには日本経済全体に果たしている影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災後の復興支援を図る観点からも、航空ネットワークの維持・充実について適切な対応を図ること。

なお、小規模需要に適したコミューター航空を活用すること。

6 地域の活性化について

- (1) 平成24年度末で期限切れとなる「離島振興法」の改正・延長を含め、過疎地域、山村、離島等特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図り、人口の地方定住を促進し、また美しい自然環境や文化を維持していくため、特定地域の振興を図るための施策を推進すること。
- (2) 地域における科学技術の振興は、活力ある地域づくり、さらには我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結びつくものであり、産学官の連携の促進など、地域における科学技術の振興の充実に向けた支援策を積極的に推進すること。

【社会・文教関係】

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

地域に暮らす住民が安心して暮らせるよう、国と地方の社会保障サービスが一体として支えていることを踏まえ、それぞれの役割分担の下で、互いに協力し持続可能な社会保障制度を確立する必要がある。国においては、責任ある立場を強く自覚し、現実には生じる深刻な課題への対応を地方に転嫁することなく地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たし得るよう、次の事項について、十分に対処するよう要望する。

- (1) 地域包括支援センターへの支援等による高齢者の介護予防、自立した生活のための支援策の拡充、適切な介護報酬の設定や資格取得の支援等による介護サービス人材の確保など高齢者施策の充実を図ること。
また、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。
- (2) 新たな障害者福祉制度の創設については、利用者や自治体等の意見を反映した上で、障害の種類にかかわらず障害者が真に地域で自立して暮らせる社会の実現に資するものとし、また、新法制定までの間においても、可能な限り施策の改善を進めること。
- (3) 生活保護制度の改革に当たっては、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を維持した上で、最後のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、制度の見直しを行うこと。
- (4) 地域の要援護者に対し、行政だけではなく、住民組織、民生委員、NPO、医療・介護関係者等、様々な地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築により、きめ細かい支援を行うため、地域における支え合い体制づくりの推進を図ること。
- (5) 地域及び診療科における医師偏在や全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図るため、地域及び診療科における必要な医師数を明確にした上で、医師養成の在り方等について早急に見直すとともに、診療報酬の適切な見直し等による病院勤務医の処遇改善及び負担軽減策のより一層の充実を図るなど、医師確保対策を強力に推進すること。また、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。
- (6) 自治体病院等については、へき地医療など地域において重要な役割を果たしているその使命にかんがみ、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

- (7) インフルエンザ（H1N1）2009の対応実績を踏まえて、あらゆる病原性の新型インフルエンザについて、地方公共団体との十分な事前協議の下、法整備を含めた国家的危機管理としての対策を推進すること。
- (8) 将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任を明確にした上で、医療保険制度の改革等を着実にを行うこと。特に、後期高齢者医療制度については安定的な運営に努めるとともに、国民健康保険制度については、構造的な問題に対する抜本的な解決を図り、持続可能な制度を構築すること。
- その上で、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。
- (9) 特定疾患治療研究事業は、国が本来補助すべき額を交付しておらず、平成21年度では250億円を超える超過負担を強いられるなど、多額の負担が続いており、事業の安定的実施を妨げる状況となっていることから、国庫補助率を明確に法定化するなど早急に超過負担の解消を行うとともに、抜本的な制度の見直しを行うこと。
- (10) 国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。
- (11) 食鳥肉を含めた生食用食肉について、食品衛生法第11条に基づく規格基準として、腸管出血性大腸菌などの病原性微生物による食中毒防止を図るための成分規格、加工基準及び保存基準等を設定するなど、実効ある措置を緊急に講じること。
- また、食鳥肉を含めた食肉の生食の危険性について、消費者に正しい知識を積極的に提供すること。

2 次世代育成支援対策の推進について

- (1) 新たな社会基盤としての次世代育成支援対策を推進するため、大胆かつ効果的な財政投入を行い、特定不妊治療費、妊婦健康診査費、乳幼児医療費などの負担軽減や、多子世帯等に対する保育料の軽減を始めとする経済的支援を拡充するとともに、待機児童解消に向けた取組を始め多様な保育サービスの充実や放課後児童対策などサービスの質・量を抜本的に拡充すること。また、地方が地域ニーズに沿って子ども・子育て支援サービスをバランス良く総合的に実施できるような分権型の仕組みを早急に構築すること。
- なお、安心こども基金については、引き続き取り組むべき緊急の課題があることから、適用期限を延長するとともに、追加交付及び対象事業の要件緩和を行うこと。
- (2) 男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、子育て支援に積極的

な企業に対する税制優遇の拡充、中小企業の一般事業主行動計画策定や策定した企業に対する支援の充実、長時間労働の削減など、企業における働き方の見直しや従業員への支援が進むような施策を強化すること。

- (3) 地位・身分の保障や職場復帰の円滑化など育児休業が取りやすい仕組みづくり、短時間勤務の普及、働き方に見合った均衡処遇の推進、再就職の支援など、出産・子どもの成長に合わせた多様な働き方が自らの選択によりできるよう雇用環境の改善を図ること。
- (4) 個人の意思を尊重しつつ、未婚化・晩婚化対策に取り組むとともに、子どもを生み育てることについて、報道機関等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、企業や市民団体等あらゆる主体の参加と連携による機運の醸成を図ること。

3 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを利用した差別表現の流布など、様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

さらに、児童・高齢者・障害者等に対する虐待や、女性への暴力を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

4 教育施策の推進について

地方公共団体が、地域主権の観点から、自主的・自律的に地域に根ざした特色ある教育行政を実現することができるよう、国においては、その趣旨を踏まえた教育改革について国民の理解を深めるとともに、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、円滑な行財政運営に配慮した適切な施策の展開を図るよう、次の事項について早期実現を要望する。

- (1) 教員が子どもと向き合う時間を確保するための学級編制の標準の改善、新学習指導要領の円滑な実施、少人数指導や特別支援教育の充実などの教育課題に対応した中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定の上、着実に実施すること。
- (2) 政令指定都市が自主的・主体的に教育行政を展開できるよう、給与負担、教職員定数に関する権限を移譲し、すでに移譲されている教職員の

人事権等とあわせた権限の一元化を図ること。

- (3) 公立高校授業料実質無償化の財源を全額国庫負担とするとともに、低所得層に対する就学支援金の拡充、高校生修学支援基金事業の実施期間の延長及び奨学金の給付に係る制度の創設など、高校生等の就学支援の充実を図ること。
- (4) 国における耐震化のための十分な財源措置など、学校・社会教育施設の耐震化を促進すること。
- (5) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会の改革を推進するとともに、全国障害者スポーツ大会も含め、国は開催等経費について応分の負担を行うこと。
- (6) 国立大学が地域における「知の拠点」としての機能や役割を持続的に果たせるよう、国立大学法人運営費交付金の在り方を見直すこと。
また、公立大学についても、多様な分野で地域に貢献し、安定的な運営が確保できるよう、財政支援の充実を図ること。

【エネルギー・環境関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギー政策については、総合的なエネルギー安全保障の強化や地球温暖化対策の推進、安全の確保等に留意しながら、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備等を推進すること。

電源三法交付金制度については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度を改善すること。

(3) 再生可能エネルギーの導入拡大等と地産地消

太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、買取制度の拡充等の支援策の充実や、安定供給等のため蓄電池等の技術開発の積極的な推進等による導入拡大を図ること。

また、緑の分権改革など、新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、まずは各地域に潜在する再生可能エネルギーをその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を行うなど支援策を講じること。

2 電力需給対策の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活や経済活動に多大な影響を及ぼす不測の大規模停電及び計画停電を回避するため、原子力発電所の運転状況を踏まえ、発電設備の復旧や緊急設置電源の新設など、来年度を見越した電力供給力の十分な確

保に向けた対策を講ずること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、積極的な啓発活動を行うとともに、省エネルギー機器の導入に対する支援の拡充や、節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、実効性のある節電対策を講ずること。

3 環境保全対策の推進について

(1) 地球温暖化対策の推進等

我が国では、温室効果ガス排出量を中期的には2020年までに1990年比で25%削減、長期的には2050年までに80%削減するとの目標を掲げており、低炭素社会の実現に向け、その確実な達成が求められる中、必要な法整備を早急に進めるとともに、実効性のある対策を早期に国民に示し、東日本大震災の被災地の復興に配慮しながら、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって着実に推進すること。

特に、自動車からの環境負荷低減に関しては、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、充電設備等のインフラ整備などについて、総合的な支援策を講じること。

また、自動車NOx・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進すること。

光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸における汚染物質の影響が示唆されており、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講じること。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の解明を行い、総合的かつ広域的な対策を早急に講じること。

(2) 生物多様性保全対策等の推進

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された「愛知目標」の達成に向け、国は自らの責務を認識し施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取組み、各地域で総合的な対策が推進できるよう必要な支援を行うとともに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

(3) 総合的な廃棄物・リサイクル対策等の推進

廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるため、諸施策を充実し、

推進すること。特に、一部の地域を除いて現在未整備である安定器等の小型電気機器を含むPCB汚染物等の拠点的広域処理施設を早期に整備すること。

なお、産業廃棄物の不適正処理に係る支障の除去等を推進するため、平成24年度末に失効する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」を延長すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図るとともに、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

さらに、拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入すること。

海岸漂着物等の対策については、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、具体的な処理を地方公共団体が行う場合にあっても、収集・運搬・処理の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講じるとともに、漂着物の処理等について必要な支援措置を講じること。

(4) アスベスト対策の推進

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、検診制度の確立などの石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

また、石綿健康被害救済制度の見直しに当たっては、地方公共団体に新たな費用負担を求めないこと。

【災害対策・国民保護関係】

1 災害対策の推進について

(1) 災害予防対策の充実

災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るため、東日本大震災を検証し、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画を緊急に見直すとともに、建物・構造物等の耐震化、共済制度や地震保険制度の充実の検討、情報通信基盤の堅牢化・冗長化、未確認の断層を含めた断層の実態に関する調査研究や地震・火山噴火の予知研究、及び津波対策の抜本的な見直し等の災害予防対策を確実に推進すること。

また、都道府県域を越えた大規模災害（地震、台風、津波等により、人命・社会生活に広範かつ大きな影響を与える災害、原子力災害を伴うものを含む。）への対応について一軸型のインフラだけでは十分とは言えないため、国としての公共インフラの代替・補完の確保が極めて重要であるとの観点に立ち、高速道路等のミッシングリンクの解消などによる複数軸の公共インフラの整備を早急に進め、大規模災害発生時の代替・補完体制を構築すること。

(2) 災害応急対策の充実

大規模災害に対する災害応急対策について、

- 広域避難や事態の長期化も想定した避難者支援
 - 役場等が機能を喪失した場合の支援体制の構築
 - 支援物資の調達・輸送・配分を円滑に行うことができる仕組みの構築
 - 物的・人的支援等に係る国と地方の役割を明確化
- など、総合的な救助・支援体制を構築すること。

特に、現在の災害救助法は、被災した住民を被災した自治体が支援し、被災自治体を国が財政支援するという仕組みであり、広域避難や広域による支援という事態を想定していない。そのため、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合、直接、国に請求し、支払いされるよう制度変更を行うこと。加えて、救助期間の制限や現物給付による救助などといった制約があることから、これらの制約を撤廃するなど、被災自治体及び避難者受入自治体等による自主的・弾力的な運用が可能となるよう見直しを行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

また、全国的な影響が非常に大きい東海地震と東南海・南海地震の連動発生及び首都直下地震に対して、東日本大震災を踏まえて被害想定を見直し、対策大綱及び応急活動要領等を早急に策定するとともに、観測

体制を強化すること。

(3) 大規模災害に対する総合的復旧復興支援制度の確立

大規模災害により被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、広域避難者の発生や事態の長期化による影響も想定し、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施することが可能となるよう、国が必要な財源を措置し、抜本的に制度の見直しを行って総合的な復旧復興支援制度を確立すること。

具体的には、次の措置が必要である。

○現行制度では原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃

○災害査定等の事務手続きの簡素化

○災害復旧事業の事業期間制限の緩和

特に、相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害が発生した場合は、国・地方の役割分担の観点から、被災者生活再建支援基金による対応には限界があるので、特別の国の負担により対応すること。制度の内容については、これまでの住宅の損壊の程度に着目した支援だけではなく、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

(4) 原子力災害対策の整備

福島第一原子力発電所事故の早期収束を図ると共に、事故の検証を地方代表を入れた第三者機関において実施するとともに、原子力発電所の安全規制を行う立場にある原子力安全・保安院について、原子力発電を推進する経済産業省から分離独立させ、客観性と信頼性を高めた安全規制体制を早急に確立すること。

原子力発電所の安全確保に万全を期すため、従来想定されていた事象だけでなく、今回の福島第一原子力発電所の事故を受けて、改めて原子力発電所の安全性についての考え方や基準を明確にし自治体や国民に説明、理解を得て安全対策の徹底を図ること。

また、複合災害も考慮した事故想定の見直しや、それに伴うEPRの見直しを含めて、原子力災害対策特別措置法及び原子力防災指針について早急に見直しを行うとともに、モニタリングポスト、防護服等の配備、医療体制や避難体制等の整備経費について、原子力災害の影響が及ぶ可能性のある自治体への財政支援を講じること。

さらに、SPEEDI情報等原子力発電所の状態や放射性物質等に関する正しい情報を速やかに自治体に提供することで避難計画を早期に策定、実行できる体制を整備するとともに、飲食物の摂取による健康被害の防止や、様々な産業における風評被害防止のため国の責任において放射性物質等の測定を実施し、速やかに正確な測定結果を公表する体制を整備すること。

併せて、原子力災害発生時の被災地域への応援要員やがれき処理などの安全基準を国際基準に従って整備し、国民に説明すること。

2 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、国は、原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、緊急情報ネットワークシステムに接続する受信端末数の制限を緩和するなど危機管理に関する情報の迅速な伝達に努めること。

さらに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

【国際化・基地・領土・拉致・座礁船舶関係】

1 地域国際化の推進について

- (1) 国際化の進展に伴う多文化共生社会の形成に向けて、外国人児童生徒の教育、日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療等の諸課題を解消する措置を早急に講じること。
とりわけ、医療については、生命や健康に関わる問題であることから全国的に利用できる効果的な医療通訳システムの導入に向けた検討を行うこと。
- (2) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れに係る支援（入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化）を推進拡充すること。
- (3) 在外被爆者が居住する国において、実情に即した援護が受けられるよう引き続き、制度の見直しをすること。
- (4) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを強化するとともに、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡し条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。
- (5) 国際定期便就航など地域国際化の基盤整備の一環として、地方空港・港湾のC I Q（税関・出入国管理・検疫等）体制の整備・充実を図ること。

2 基地対策の推進について

- (1) 米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。
- (2) 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。
基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。
特に、航空機の整備点検及び、パイロット等の安全教育の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限及び、夜間離着陸訓練、各地で行われる低空飛行訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。
基地内の環境問題等については、その影響が基地内にとどまらず、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理、運用に当たっては、環境に係る特別協定などにより、環境法

- 令等国内法が遵守されるよう見直すこと。
- (3) 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。
 - (4) 米軍人等による事件・事故の防止について、具体的かつ実効的な対策を早急に講じるよう申し入れること。
とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するため、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置すること。
 - (5) 周辺事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

3 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

4 拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明と、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図り、あわせて、拉致の疑いのある方々の事実確認に努めること。

北朝鮮との交渉に当たり必要な場合は、更に強い姿勢をとることができるよう、国際社会と連携し、追加的な経済制裁等について国として対処するとともに、北朝鮮に対して実施した制裁措置の見直しに当たっては、拉致問題の進展状況も判断材料とすること。

5 座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

なお、日本近海を航行する船舶について、P I 保険に加入するよう近隣諸国に要請するなど対応策を講じること。

【地域情報化関係】

1 地上デジタル放送に係る必要な措置について

- (1) 東北地方太平洋沖地震で大きな被害を受けた地域及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故で被害を受けている地域に対し、国において予算・人材を投入し、地上デジタル放送に係る必要な措置を集中的に実施すること。

特に同発電所において発生した事故で被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。

- (2) 地上デジタル放送への完全移行への対応として、衛星利用による暫定的な難視聴対策を余儀なくされた地域については、対象世帯及び地方公共団体への負担を求めることなく、国及び放送事業者の負担と責任において、早急に中継局の新設や共聴施設の設置など地上系の放送基盤による恒久的対策を講じること。

また、恒久的対策の円滑な実施をはかるため、引き続き、各難視聴地域の住民や関係地方公共団体に対して適切かつ正確な情報提供に努めること。

- (3) アナログ放送停波に伴う混乱を最少限に押さえるため、停波後、工事待ちに要する一定期間サイマル放送を再開するなど、万全の対応を講じること。

また、地上デジタル放送に対する相談、対応窓口を引き続き設置するなど、国の責任において必要な支援を実施すること。

2 地域情報化の推進について

- (1) 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、規制緩和を含む支援策を拡充するとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、ランニングコストに対する支援策を講じること。

- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、通信事業者の設備投資を促進するための施策を講じること。

- (3) 中長期的な取組として、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせ

て見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

3 情報セキュリティ対策の推進について

地方自治体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。